

【第48回】永年勤続優良従業員表彰実施要綱（案）

1. 目 的 会員事業所の従業員ならびに会員団体職員の勤労意欲の高揚と定着性の向上を図り、もって産業の健全な発展に資する。
2. 被表彰者の資格 (1) 当支部会員事業所従業員または会員団体職員であって、同一事業所または団体に10年以上勤務し（「4.表彰の基準」参照）、他の模範とするに足ると認められるもので、事業所または団体の代表者が推薦する者。
(2) 10年以上就業の家族従業員及び法人代表者の家族（ただし、二親等以内の血族及び姻族の場合、事業主または法人の代表者と住居及び生計を異にしている者）
3. 表彰の基準 次の8種類を表彰対象勤続年数とし、2024年4月30日現在を算定基準日とします。

＜支部会長表彰＞

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| (イ) 勤続10年（勤続10年以上11年未満） | 2013年5月1日～2014年4月30日入社 |
| (ロ) 勤続20年（勤続20年以上21年未満） | 2003年5月1日～2004年4月30日入社 |
| (ハ) 勤続30年（勤続30年以上31年未満） | 1993年5月1日～1994年4月30日入社 |
| (ニ) 勤続40年（勤続40年以上41年未満） | 1983年5月1日～1984年4月30日入社 |

＜会頭表彰＞

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| (ホ) 勤続15年（勤続15年以上16年未満） | 2008年5月1日～2009年4月30日入社 |
| (ヘ) 勤続25年（勤続25年以上26年未満） | 1998年5月1日～1999年4月30日入社 |
| (ト) 勤続35年（勤続35年以上36年未満） | 1988年5月1日～1989年4月30日入社 |
| (チ) 勤続45年（勤続45年以上46年未満） | 1978年5月1日～1979年4月30日入社 |

【備考】

○支部会長表彰の勤続40年、会頭表彰の勤続45年ともに以後10年間隔で表彰可とする。（例、勤続50年表彰、勤続55年表彰…）

○退社した場合でも、1ヵ年以内に同一事業所に復職した場合は、前後年数を通算できるものとする。

○合併、譲渡、内容または組織の変更等があった場合においても、事実上同一事業体が存続し、引続きそれに勤務しているかぎり、合併等の前の勤続年数を含めて計算できるものとする。

○定年等において、次年度算定基準日の2025年4月30日までに退職が決定している場合、表彰対象勤続年数を超えていれば申請を受け付ける。（事績調書に理由付記の事）

※支部会長名、会頭名の表彰区分は下記規則（抜粋）に基づいた基準設定となります。

（東京商工会議所商工関係表彰規則抜粋）

第3条 会頭名による表彰は、各号に掲げるものに対して審査のうえこれを行う。

（2）個人で次の一に該当するもの

- ア 団体又は企業の役員を15年以上勤め、業界及び地域社会の発展に貢献した者
- イ 個人企業の事業主として15年以上業界及び地域社会の発展に貢献した者
- ウ 事業所の従業員として、次の一に該当し、他の模範と認められる者
 - （ア）同一事業所に15年以上勤務して功労があった者

第4条 第2条の支部会長名による表彰は、次に掲げる者に対して審査の上これを行う。

（2）個人で次の一に該当するもの

- ア 団体又は企業の役員を10年以上勤め、業界及び地域社会に貢献した者
- イ 個人企業の事業主として10年以上業界及び地域社会の発展に貢献した者

ウ 事業所の従業員として、次の一に該当し、他の模範と認められる者

(ア) 同一事業所に **10年以上勤務**して功労があった者

第5条 **会頭名又は支部会長名による役員表彰、事業主表彰又は永年勤続従業員表彰**を受けた者が引き続き同一事業所に就業し、かつ、前2条に該当すると認められる場合は、**10年ごとに改めて表彰**を行うことができる。

4. 申請手続き

東京商工会議所中野支部ホームページ「永年勤続優良従業員表彰」のページに掲載の、「お申込みフォーム（URL）」へアクセスし、必要事項ご入力後、所定様式「申請者一覧表」を添付のうえご申請ください。

※お申込みフォームからのご申請が難しい場合は、担当までご連絡をお願いします。

※所定様式「申請者一覧表」についても東京商工会議所中野支部ホームページ「永年勤続優良従業員表彰」のページよりダウンロード頂けます。

5. 申請締切

2024年9月30日（月）

6. 審 議

提出された申請書等を支部会長が委嘱する委員で構成する＜事業企画委員会＞において審議し、審議結果（表彰の適否）を申請者宛に通知いたします。

7. 事業企画委員
(敬称略・順不同)

宮島茂明(委員長)、佐藤光男、宮治誠人、木村栄大郎、塩澤清俊、西村剛敏、樋口修、関谷武、佐藤学、松原美紀子、櫻井敬寛、反町雄彦、澤飯明広、竹内美千代、酒井由紀子

8. 費 用

被表彰者決定後、表彰諸費用(表彰状・副賞代含む)を、申請者宛にご請求申し上げます。

9. 表彰諸費用
(1名につき)

(イ) 勤続 10 年表彰、(ホ) 勤続 15 年表彰	5,000 円
(ロ) 勤続 20 年表彰、(ヘ) 勤続 25 年表彰	7,000 円
(ハ) 勤続 30 年表彰、(ト) 勤続 35 年表彰	8,000 円
(ニ) 勤続 40 年表彰、(フ) 勤続 45 年表彰	10,000 円

10. その他

掲載を承諾いただいた被表彰者の方を対象に、被表彰者をご紹介した冊子を作成し、東商新聞へラッピングいたします。

※申請に際してご記入いただいた情報は、永年勤続優良従業員表彰の企画・運営、各種ご連絡・名簿作成のためのみに使用いたします。表彰に関してご不明の点がございましたらお問い合わせください。なお、承諾をいただいた被表彰者の方につきましては、申請いただきました情報を冊子作成に使用させていただきます。予めご了承の程お願い申し上げます。

<お問合せ>

〒164-0001 中野区中野2-13-14 中野区産業振興センター2階 東京商工会議所中野支部
TEL:3383-3351 FAX:3383-3353 担当: 宮崎・横田